

国際復興開発銀行以外の本邦非居住者によつて所有されることとなつた場合においても、各国の例にならつて、その利子に対して所得税を課税しないこととしたのであります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○千葉委員長 提案趣旨の説明は終りました。

○千葉委員長 次に、本日の日程に掲げました二十法案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許しますが、なお本日の政府委員としての出席者は渡辺主税局長、河野銀行局長、北島税関部長、塩崎税関第二課長、並びに国税庁の村山直税部長が出席されております。春日君。

○春日委員 この際大工、とび、左官、屋根師、こういうような日雇いの職に就いて所得を得ておられるところの諸君に対する課税方式について、御意見を承りたいと思つてあります。まずわかりやすく申し上げますならば、大工の中には日雇い大工、いわゆるたたき大工、それから請負大工と二様の内容を持つておられる大工があるわけでありまして、そこでお伺いをしたいことは、この日雇い大工は純然たる勤労所得でございます。従つてこれに対しては、源泉徴収によつて給与所得として課税をされるべきであると考えております。ところが現在各地方においての徴税方式は、必ずしも勤労所得によつておりません。従つてこれらの諸君は、その地方々々において区々の取扱ひを受けておられるのでありますが、この機会に日雇い大工、日雇いとび、日雇

い左官——自分の材料を持つて行つて働かないところの純然たる勤労を提供して、その対価を得て所得としておられるという者は、やはり給与所得とみなすべきに至るであらうと思つてあります。これに対して当局の意見を承りたいと思つてあります。

○村山説明員 お答えいたします。仰せのごとく大工、とび職、左官につきましても、請負大工と日雇い大工との別がございます。日雇いにつきましても、これはいわゆる労働者であります。が、税法上におきましても、給与所得といたしまして、現在日額でもつて源泉徴収をいたしております。但し徴収義務者が、使用人を使わないような個人の場合には、この給与がかりに勤労所得でありましても、徴収義務がないことになつております。この場合には、同じ日雇い労働者でありましても、雇われた先によりまして、一つは源泉徴収をされ、一つは源泉徴収をされないということになつております。

請負大工につきましては、もちろんこれは事業所得でありますので、源泉徴収の対象とはならず、翌年の二月の末に、もし申告義務があるならば、確定申告をしていただくということになつておられるわけでありまして、ですから二様の区別のあること、それから日雇い大工については、給与所得として通常源泉徴収すべきものであるというふうにつきましても、春日委員のおつしやる通りであります。

○春日委員 その点はたゞいま明確にされまして、日雇い大工、とび、左官、屋根師というような純然たる勤労を提供して対価を得る者は、これは給与所得として税の適用を受けている。こういうことで問題は明確になつたと思つてありますが、現実には、地方によりましては、必ずしもその通り行われてはいないのであります。先般私は新潟に参りまして、その地方の諸君の陳情を受けたのであります。したが、純然たる日雇いではあるけれども、中にはたゞ一本、あるいは板一枚を持つて行つて請負の類似行為を行つて、従つてこれは事業所得、営業所得とみなすべきである。こういうような税務署の類推によりまして、当然勤労所得とみなさるべきものが、営業所得としての取扱ひを受け、しかも実質的には、その営業所得の一定額の中に、勤労所得の何パーセントかを含んでい

るから、そのパーセントを引いたものを営業所得とし、しかしてそれに対しては、地方税が当然事業税としてかかつて参ります。そういう課税対象になつて苦しんでいるから、何とかしてもらいたいという陳情でございます。そこで私は、この機会に申し上げたいことは、これらの類推によつて、それらの諸君に当らざる課税が行われている現状に、左官、とび、そういう諸君に對しては、営業所得を課すべきではない。しかしながら、営業所得と勤労所得との間の区分を明確にしなければならぬが、これに對しては、当局は何らかのいい腹案をお持ちでないのではありませんか。もしお持ちであるならば、その企画に従つて、彼らが自主的に

にそういう明確な一線を画することにやつて、地方税務署の類推の危険から回避できるわけでありますが、それに対する対策が当局にあるものならば承りたいと思つてあります。

○村山説明員 今の勤労なりや請負なりやの区分の問題でございます。地方によりましては、事実上勤労であるにかかわらず、事業所得として課税している向きがあるというお話でございますが、われ／＼の方では、いまだそのことは確認しておりません。但しそういうことではないということは保しがついておると思つております。ですから、その点につきましても、十分そういう誤りのないようには、今後ひとつ明確な基準でも出したらいかがかと思つております。私案によりましても、日雇い大工の請求書と請負大工の請求書の内容を見ますと、またたく違つておられるわけでありまして、通常日雇い大工の請求書を見ますと、材料がずつと出ておりまして、そのほかに工賃幾らというふうな請求書の内容になつておるのが通常でございます。これに對しまして、請負大工が請求する場合には、初めきめておりますし、あるいは最初契約はなされて、あとで言うときには、一括して総支払額を請求して来る実情でございます。ですから、おそらくはその請求書の内容を見ますればわかるだらうと思つて、また実際問題といたしまして、その大工の店舗その他の状況を

見ますれば、おのずからわかるわけでございます。たとへば自分の家が悪いときに、これを修繕してほしい、ついでに柱だけなくて、屋根も、壁も、ガラスも直してほしい、そういうたゞに、それらの職人を全部集めて参るような大工さんは、これは日雇い大工ではございません。これは要するに請負大工であります。自分の与えられた大工の仕事だけしかやれない、人をか

が集めることのできないというふうなもの、普通は日雇い大工の形になつております。法律的な概念は別にいたしまして、そういう常識上区分できるような基準でも示しまして、ただいま春日委員のおつしやいましたような点について、間違つた取扱ひをするようなことがないように、今後努力いたしたい、かように考えております。

○春日委員 基準は、日雇い大工と請負大工との区別は、いづれ検討の上何とか一線をとお話でございました。これは私どもも私案であり、さらに現在現在行われておる一つの経営体でありまして、これが日雇い大工として認められるか、あるいは請負大工として認められるかは、ただに国税に関する問題ばかりではございませんで、このことは、ただちに営業所得に対しては地方税が賦課されて来るが、勤労所得に対しては地方税は賦課されない、こういう意味で影響するところ非常に甚大でございます。この点において、これらの諸君がこの点を明確にしてみたいという痛切な要望の原因も、そこに在りておるのであります。そこで現在行われておる実例の一つといたしまして、たとえば愛知県あたりにおきまして、これらの日雇い大工の諸君は純然たる労働者である、従つて彼らは労働組合を結成いたしました、みづから税の対象とされた場合におけるその性格を明確にいたしております。労働組合は、やはり協約の中におきまして、われらは断じて請負を行わない、請負行為を行つた場合においては労働組合から脱退してもらふ、あるいはこ

れを除名する、こういうようなきびしい一つの協約を結ぶことによりまして、われらの団体が純然たる勤労所得にのみ依存しておるものであるという態度を明確にいたしております。従いまして、今部長の御説明によりまして、ケース・バイ・ケースの調査によつて、それらの資料、すなわち営業上のいろいろの書類等によつてこれを類推して、決定を行われようということでありまして、このことは、先般来企業組合等において、その類推そのものが特に現地においては若し諸君によつてそのあやまちが犯される場合はなしとしないので、だからこそ、これらの諸君が法律によつてこれが明確にされることを、非常に痛切に要望しておるわけでありまして、そういうような事態等を勘案いたしまして、私は純然たる日雇い労働者であるならば、彼らのみから労働組合を結成し、その組合の定款の中で、労働組合法に基いて、その協約の中に請負行為を行わな

ればそれでけっこうでございますが、もしそういう何らの証拠がないということになりますれば、もし労働組合がそういう規約をつくつており、労働組合に加入しておるということは、おのずからそれだけ相当有力なる参考資料にはなろうかと思つております。

○春日委員 有力なる参考資料であつて、それは最終的に決定の条件にはならない、こういうような御答弁に承つたのであります。しかしながら、この労働組合は、労働組合法の厳密な法律の制限下にあるものでございまして、私は組合が労働組合法に基いてそういうような協約を結んだ場合におきましては、これは明らかに法内活動をするものといひまして、税務署においてもそういう組合を結成し、その組合の協約の範囲内においてそういう活動をして行くものについては、当然一つのケースとして、これは勤労所得であるといふふうにみなしていただいてもさしつかえないと思ひます。それでさういふ御監査を願ひまして、もしさういふような組合に違反をしたところの行動が行われておりますならば、税務署においても、当然適当な処理がありましようが、これは労働基準局、あるいはその他の労働省関係の監督機関においても当然何らかの制裁が行われるべきであらうと思ひます。

○春日委員 現実にはその通りであります、私がここで申し上げておりますのは、その組合員である限り、事業所得、営業所得として課税の対象となし、こゝういふような方向へひとつお持ち願ひないかどうか、この点について重ねて御見解を承りたいと思ひます。

○春日委員 丁解しました。○千葉委員 主税局長に対してはか

○村山説明員 ただいま私が、例示的にこゝういふことでもわかるのじやないかと申し上げた点も、要するに請負契約なりや、あるいは雇用契約なりやというものを判定する常識上の一つの資料判断にすぎないわけでございます。従いまして、その点が明確になります

は、その組合員である限り、事業所得、営業所得として課税の対象となし、こゝういふような方向へひとつお持ち願ひないかどうか、この点について重ねて御見解を承りたいと思ひます。

○村山説明員 ただいま私の表現があるいは少し誤解を生じたかもしれませんが、労働組合に加入しているという事実は、やはりそれが勤労所得であるといふことを推定する方の側の有力なる資料にならう、こゝういふことを申し上げておるわけでありまして、ですから、さうでないといふ具体的反証がなければ、これは証拠の問題でございまして、大抵実際の問題としてその方に行くのじやなからうか、ただ明らかに反証があつて、どこの家のどこの大工さんが請負つたといふようなことがあれば、それにもかかわらず、その部分だけは事業所得として課税されることもあり得る、こゝういふことを申し上げたわけですね。

○春日委員 そういたしますと、結局労働組合法に基いた労働組合に加盟し、しかもその協約の中に請負行為は断じて行わないという規定があつて、その組合の組合員として活動しておる者は、これは給与所得の対象として課税をしよう。しかしながら、現実には具体的に反証があつた場合はこの限りでない、こゝういふぐあいには承りました。してつてございませうか。

○春日委員 現実にはその通りであります、私がここで申し上げておりますのは、その組合員である限り、事業所得、営業所得として課税の対象となし、こゝういふような方向へひとつお持ち願ひないかどうか、この点について重ねて御見解を承りたいと思ひます。

○村山説明員 おつしやるように、さういふ勤労なりや請負なりやという認定の基準につきまして、疑義を生じたための通達を流したいと思つております。その場合に、労働組合に加入しているといふこともまた有力なる一つの証拠である、推定資料であるといふふうに流したいと思ひます。

○春日委員 現実にはその通りであります、私がここで申し上げておりますのは、その組合員である限り、事業所得、営業所得として課税の対象となし、こゝういふような方向へひとつお持ち願ひないかどうか、この点について重ねて御見解を承りたいと思ひます。

○春日委員 現実にはその通りであります、私がここで申し上げておりますのは、その組合員である限り、事業所得、営業所得として課税の対象となし、こゝういふような方向へひとつお持ち願ひないかどうか、この点について重ねて御見解を承りたいと思ひます。

○春日委員 現実にはその通りであります、私がここで申し上げておりますのは、その組合員である限り、事業所得、営業所得として課税の対象となし、こゝういふような方向へひとつお持ち願ひないかどうか、この点について重ねて御見解を承りたいと思ひます。

○春日委員 現実にはその通りであります、私がここで申し上げておりますのは、その組合員である限り、事業所得、営業所得として課税の対象となし、こゝういふような方向へひとつお持ち願ひないかどうか、この点について重ねて御見解を承りたいと思ひます。

りませんが、当時第一線の税務署におきましては、上から参ります調査物を調査するために、月のうちたいして五日、多いときは一週間を費しておるのが実情でございます。このようなことは、上級官庁の方が大きくなればなるほど、また人員が多ければ多いほど、頭のいい方がいろいろとお考えになるために、そのことの調査物がふえて行く。そのために実際の仕事に力がいばなくなるという点も、非常にあるかと思ひます。そこで税制の改正をわれわれは非常に期待いたしておるのであります。そういう際に国税庁を廃して、そうしてそこにおきまして、五、六百人の優秀なる人間を第一線におもどしになる、こういうような御計画があらになるかどうか、それを承りたい。

○渡辺政府委員 現在計画があるのかどうかというこの御質問でございますが、れば、実はまだその問題については、何ら話合ひいたしません。計画的なものを持つておりません。ただし、わかれわかれといたしても、常に税務行政がどうあるべきか、従つてそれを執行する官庁はどういう姿であるべきかという点につきましては、私としてなら私なりの考え方は、実は持つております。国税庁を廃止するか廃止しないか、この点になります。実はごく率直に申し上げれば、最近のうちに税法改正が非常に頻りにあり、そのために相当の法案が始終国会へ提案され、御審議も当然慎重にさるべきものと思つておりますが、時間がかかるといふことになりまして、一人の主税局長が国会の方のそうした仕事もやり、同時に執行の方でも十分責任を持つ

ということが、はたしてよくやり通し得るかどうかという点は、慎重に検討するべき問題だと思つております。あるいは適當なるスタッフが補助としてつけば、やり得ないとも言ひ得ませんし、しかしやはり片方に国会の仕事は仕事として、もう一方は行政の監督指導に当り得るという、しかも相當の地位の人がそこに在るというところは、かなり行政をよくして行く上において力強い支柱ではないかというふうに思つております。

〔委員長退席、内藤委員長代理 蒞席〕

そこに一利一害といひますか、一得一失があるわけでありまして、われわれとしては、慎重に考えたいと思つております。ただ少くとも私は、この点では黒金委員とある意味において意見を同じくするのではないと思ひます。が、よし国税庁があるとしても、それはできるだけ簡素な姿であるべきではないか。同時にそれは、ほんとうに重要な事項、あるいは全国的にぜひ統一をはからなければならぬ事項といふものについての仕事を、国税庁が中央にあつてしつかりつかんで行くかわりに、こまかい事項につきましては、むしろ実情に即するようにはやる意味におきまして、あるいは税務署なり国税局に相當の広い権限を認める、こういう意味におきまして、できるだけ簡素な姿であるべきではないか。現在よりもさらに簡素にでき得るようならに検討するべきではないか。かように考へておりますが、主税局と国税庁とをこの際一緒にしてしまふといふところまでやるかやらないかといつたよ

うな問題については、いろいろ影響するところもありまして、まだ何ら大蔵省としてはきまつた方針を持つておりませんので、この機会にあまりはつきりしたことを申し上げることは差控へたい。しかしわれわれとしましては、常にこの問題はいろ／＼研究して、行政機構の簡素化という問題が出れば、どちらにしろよろしく、一応検討の組上に上げるべきではないか、かように考へております。

○大上委員 二、三お尋ねいたしたもので、今国会の中途から委員に入つて来たので、あるいは同僚諸君と重複する点があるかと思ひますので、簡単に尋ねます。

今日の経済事象からいたしまして、調査、査察という見地から、いわゆる調査官、査察官といふものができまして、相當の経済事象、あるいは所得を把握すべき方法も以前と違つておりました。従つて、それを今日早急に廃止する意思があらうかどうか。あるいは運営の方法も、相當既往とは違つておりますが、もしも存続するとするならば、従来通りの運営になさるか、あるいは変更されるのか、まずこれを尋ねたい。その次に尋ねたい点は、私いふも申すのすけれども、わかれ／＼立法院として扱つて行く税法が、実際に末端の税務署員に行く場合も、当然その法律通り施行せられ、国民もそれを納得なければならぬと思ふのですが、そうではないような事象をちよい／＼聞くことがあります。もちろんその一つ一つの事案について詳しく税法と照し合せて見たわけではございませんが、その間に、いわゆる上級官庁から通達

なり、あるいは通牒というか、内示というか、こういうもので、こゝろ／＼に取扱つておるのだというのを漠然と聞くのです。そこで当然われわれの本委員会において、法律的に、立法的に扱わなければならないものが、末端においてはそれがなくなつて、いわゆる行政法で扱つておられるということとをちよい／＼見受ける。そこで主税局または国税庁等において、庁内において論議して得られたところのい／＼の扱い方針があるはずで、それを早急に、直間税を問はず、租税全般を通じて披露して見せてもらいたい。それが一つ。

もう一つは、さいせん黒金委員からお話がありました。私もそれを聞きたいと思つておつたのですが、末端に入つてみますと、たとえば、徴税費におきまして、非常に予算もないとは思ひますけれども、今日の地方税から見まして、税金を徴収するに、たとえば大阪府等を見ますと、東区あたりには百人余りの国税事務所員がおる。ところが西区の税務署を見ますと、徴収にまつていゝわゆる滞納金整理員は、十二、三人が普通です。ところが黒金委員がお話になつた通りに、いわゆる国税局とか庁とかいふものに対する報告事務で非常な追われはつてゐる。実際第一線に出て行かなければならぬところの地方の税務署の次長クラスは、それに追ひつかれておる。いま一つは、夏でございまして、たならば弁当を腰に下げて、一日二十軒から三十軒まわるとなると、当然弁当は腐つてしまふ。ところがコーヒー一ぱい飲めば八十円とか五十円とかになつてしまふ。だから皆さん方の現在

考へておられるところの徴税費、特に私から言いますならば出張費、旅費といひますか、これの運営が十分でない。そこで、これについて主税局長はどのように考へてあるか伺いたす。

最後に、郵便局、郵政局あたりの現金を扱うところの出納官更は、現金をちよい／＼計算間違い等をいたしまして、非常に事故が多いといふことで、特別に出納手当というものを出してやつておる。ところが一税務署におきましては、徴収に行きまして現金をもらつて来る。あるいは五万、八万の場合もある、五十万の場合もある、数え連いの場合もある。ところが、これは当然その人たちの善意で間違つた場合でも、自分の給料から差引かなければならぬといふ悲劇が起つてゐる。だから、そこは特に一番あぶない問題だから、出納手当を特別に考へてやつておられるかどうか、これだけをお尋ねいたします。

○渡辺政府委員 第一のお尋ねの、調査査察の問題でございますが、これは前會有田委員からもいろいろ御質問がございまして申し上げましたが、もう一ぺん繰返させていたがたいと思ひます。調査査察部は二つに分けて、一つは調査課の事務、一つは査察課の事務といふことになつておることです。調査課の任務につきましては、現在、資本金の大きい法人、所得の大きい個人、この二つを調査課が扱つてゐるわけでありまして、私たちの考へ方としては、大分税務行政も昔に返つて、おちつきをとりもどして参りましたので、相當の仕事を税務署

の方へむしろおろしていいのじやない
だらうか、こういう感じを持つており
ます。しかしたとえば八幡製鉄とか富
士製鉄とか、そういう会社の例をあげ
るのはいかどうか知りませんが、本
社は日本橋の税務署の管内にある。し
かし工場からすれば、あるいは底畑に
あり、金石にあり、あるいは室蘭にあ
る、こういったような大きな会社がご
ざいます。こういったのは、どうも日本
橋の税務署が全部責任をもつてやるに
しては、仕事がいそいそ過ぎるよう
に思います。従いまして、やはりそうし
たような、本社は東京にありまして
も、工場は全国に散らばつておる、し
かも相当大きな会社であつて、税務署
の所管にまかしておきまして、とかく
現場の調査——これは毎年やるわけ
ではありませんが、やはり何年に一回
くらいは、現場についても相当調査すべ
きものがあると思ひますが、そうい
うような点になか／＼手が及ばない。

必要あらば調査課でやる。こういった
ような姿に持つて行つたらばどうだろ
うか。こういったような点について、国
税庁の方でも研究しておりますし、わ
れわれもそういう方向に漸次進んで行
くべきではなからうか、かように考え
ております。

それは、どこまでもそれは法律の範囲
内、与えられた権限の範囲内のもので
あるべきだということをやつておる次
第でございます。その通牒は、どう
いうものをどういうふうにするのか、今
によつて差上げたらいのか、私一応
さらに別途よくお話を伺つた上で、提
出すべきものがあれば提出したいと考
えております。

それから出張旅費の点などにつきま
しても、いろいろ内部には実は悩みが
あるのでございまして、今のようなお
話を伺いますと、実はわれ／＼も非常
にありがたいうえなんです、何分予
算の上からいいますと、予算規模を
きめるだけ小さくしたい。大蔵省は、御承
知のように片方で主計局もあつて、予
算をつかんでおる本家本元なもので
から、つい遠慮しがちといひます。ま
あ、主計局とずいぶん話しまして、ま
あ、この辺でがまんしてくれと言われ
ますと、そうかと言わざるを得ないやう
な状態にあるわけでございます。そう
かといひまして、それによつて行政が非
常に支障を來し、不完全になるとい
うことは、これまたかえつて本来の趣
旨に沿わないわけでありまして、今後
もこの点につきましましては、よく経
理の方を担当して主計局の方とも話し
合つてみたいと思つております。

それから最後にお話になりました出
納手当の問題であります。現在、税務
署には、出納手当の制度はございま
せん。これも実はずいぶん長年議論を
しておるわけでございますが、最近
におきましては、銀行が国税代理店に
なつてゐる。この国税代理店の銀行に
税務署に來てもらひまして、そこで出
納事務を大体やつていただくというこ
とで、できるだけ税務署の者が直接現
金に手を触れる、これは間違ひのもの
にもなりません。また不祥な事件を起
すものになりますので、できるだけそ
の点を少くしたいといふことでやつ
ておりますが、しかし、と申してもや
はり滞納処分とかいろいろな關係で出
まして、現金を受取つて來ざるを得な

必要あらば調査課でやる。こういった
ような姿に持つて行つたらばどうだろ
うか。こういったような点について、国
税庁の方でも研究しておりますし、わ
れわれもそういう方向に漸次進んで行
くべきではなからうか、かように考え
ております。

それは、どこまでもそれは法律の範囲
内、与えられた権限の範囲内のもので
あるべきだということをやつておる次
第でございます。その通牒は、どう
いうものをどういうふうにするのか、今
によつて差上げたらいのか、私一応
さらに別途よくお話を伺つた上で、提
出すべきものがあれば提出したいと考
えております。

それから出張旅費の点などにつきま
しても、いろいろ内部には実は悩みが
あるのでございまして、今のようなお
話を伺いますと、実はわれ／＼も非常
にありがたいうえなんです、何分予
算の上からいいますと、予算規模を
きめるだけ小さくしたい。大蔵省は、御承
知のように片方で主計局もあつて、予
算をつかんでおる本家本元なもので
から、つい遠慮しがちといひます。ま
あ、主計局とずいぶん話しまして、ま
あ、この辺でがまんしてくれと言われ
ますと、そうかと言わざるを得ないやう
な状態にあるわけでございます。そう
かといひまして、それによつて行政が非
常に支障を來し、不完全になるとい
うことは、これまたかえつて本来の趣
旨に沿わないわけでありまして、今後
もこの点につきましましては、よく経
理の方を担当して主計局の方とも話し
合つてみたいと思つております。

それから出張旅費の点などにつきま
しても、いろいろ内部には実は悩みが
あるのでございまして、今のようなお
話を伺いますと、実はわれ／＼も非常
にありがたいうえなんです、何分予
算の上からいいますと、予算規模を
きめるだけ小さくしたい。大蔵省は、御承
知のように片方で主計局もあつて、予
算をつかんでおる本家本元なもので
から、つい遠慮しがちといひます。ま
あ、主計局とずいぶん話しまして、ま
あ、この辺でがまんしてくれと言われ
ますと、そうかと言わざるを得ないやう
な状態にあるわけでございます。そう
かといひまして、それによつて行政が非
常に支障を來し、不完全になるとい
うことは、これまたかえつて本来の趣
旨に沿わないわけでありまして、今後
もこの点につきましましては、よく経
理の方を担当して主計局の方とも話し
合つてみたいと思つております。

それから出張旅費の点などにつきま
しても、いろいろ内部には実は悩みが
あるのでございまして、今のようなお
話を伺いますと、実はわれ／＼も非常
にありがたいうえなんです、何分予
算の上からいいますと、予算規模を
きめるだけ小さくしたい。大蔵省は、御承
知のように片方で主計局もあつて、予
算をつかんでおる本家本元なもので
から、つい遠慮しがちといひます。ま
あ、主計局とずいぶん話しまして、ま
あ、この辺でがまんしてくれと言われ
ますと、そうかと言わざるを得ないやう
な状態にあるわけでございます。そう
かといひまして、それによつて行政が非
常に支障を來し、不完全になるとい
うことは、これまたかえつて本来の趣
旨に沿わないわけでありまして、今後
もこの点につきましましては、よく経
理の方を担当して主計局の方とも話し
合つてみたいと思つております。

必要あらば調査課でやる。こういった
ような姿に持つて行つたらばどうだろ
うか。こういったような点について、国
税庁の方でも研究しておりますし、わ
れわれもそういう方向に漸次進んで行
くべきではなからうか、かように考え
ております。

それは、どこまでもそれは法律の範囲
内、与えられた権限の範囲内のもので
あるべきだということをやつておる次
第でございます。その通牒は、どう
いうものをどういうふうにするのか、今
によつて差上げたらいのか、私一応
さらに別途よくお話を伺つた上で、提
出すべきものがあれば提出したいと考
えております。

それから出張旅費の点などにつきま
しても、いろいろ内部には実は悩みが
あるのでございまして、今のようなお
話を伺いますと、実はわれ／＼も非常
にありがたいうえなんです、何分予
算の上からいいますと、予算規模を
きめるだけ小さくしたい。大蔵省は、御承
知のように片方で主計局もあつて、予
算をつかんでおる本家本元なもので
から、つい遠慮しがちといひます。ま
あ、主計局とずいぶん話しまして、ま
あ、この辺でがまんしてくれと言われ
ますと、そうかと言わざるを得ないやう
な状態にあるわけでございます。そう
かといひまして、それによつて行政が非
常に支障を來し、不完全になるとい
うことは、これまたかえつて本来の趣
旨に沿わないわけでありまして、今後
もこの点につきましましては、よく経
理の方を担当して主計局の方とも話し
合つてみたいと思つております。

それから出張旅費の点などにつきま
しても、いろいろ内部には実は悩みが
あるのでございまして、今のようなお
話を伺いますと、実はわれ／＼も非常
にありがたいうえなんです、何分予
算の上からいいますと、予算規模を
きめるだけ小さくしたい。大蔵省は、御承
知のように片方で主計局もあつて、予
算をつかんでおる本家本元なもので
から、つい遠慮しがちといひます。ま
あ、主計局とずいぶん話しまして、ま
あ、この辺でがまんしてくれと言われ
ますと、そうかと言わざるを得ないやう
な状態にあるわけでございます。そう
かといひまして、それによつて行政が非
常に支障を來し、不完全になるとい
うことは、これまたかえつて本来の趣
旨に沿わないわけでありまして、今後
もこの点につきましましては、よく経
理の方を担当して主計局の方とも話し
合つてみたいと思つております。

それから出張旅費の点などにつきま
しても、いろいろ内部には実は悩みが
あるのでございまして、今のようなお
話を伺いますと、実はわれ／＼も非常
にありがたいうえなんです、何分予
算の上からいいますと、予算規模を
きめるだけ小さくしたい。大蔵省は、御承
知のように片方で主計局もあつて、予
算をつかんでおる本家本元なもので
から、つい遠慮しがちといひます。ま
あ、主計局とずいぶん話しまして、ま
あ、この辺でがまんしてくれと言われ
ますと、そうかと言わざるを得ないやう
な状態にあるわけでございます。そう
かといひまして、それによつて行政が非
常に支障を來し、不完全になるとい
うことは、これまたかえつて本来の趣
旨に沿わないわけでありまして、今後
もこの点につきましましては、よく経
理の方を担当して主計局の方とも話し
合つてみたいと思つております。

ずるためには、大法人に対して要求すべきことがあると思う、それは、政府がかような今の資本蓄積とか、あるいは貿易振興のために免税まではかつてやつておるところの当のお相手の大法人が、大体二十七年程度におきまして、たこ配的にも七百億円の配当をしておけることは事実であります。これに百億上まる、少くとも八百億円というものが交際費として使われておる。かような事実を御認定になりませんか。

○渡辺政府委員 交際費の八百億円を確定するに、これは、交際費の点のようですが、実は、あれ／＼も交際費の資料をずいぶん／＼集めておるのですが、会社の経理の状況によりまして、非常に交際費の数字というものは経理の仕方が違つておきます。ある会社におきましては、本社における交際費というものをだけ交際費に上げまして、工場とか支店にあるものは、むしろ工場費、支店費といったような、あるいは工場であれば間接費に入れたまゝ、生産コストに入れてしまつておるというのがある。その中で、どうもあまり的確な数字とも——見当で幾らというはん／＼の推定以外になか／＼交際費の数字というのはいか／＼に、いやないだろうか。同時に、交際費というものの範囲をどの範囲に限定するかという点によつても、おのずから金額も異なるわけだ。いまして、従いまして、今交際費幾らと言われましても、実はちよつとお答えはしにくいと思つておられます。前回一応ああいふ数字を出したとき取つた数字はあつた、同じような会社であつて、同時に

第一類第六号 大蔵委員会議録第二十九号 昭和二十八年七月二十四日

あまりその両社の交際費の使い方が違つていないと思われよう。な会社の間に、実は会社の決算書の面に現れておる数字から見ると、非常に大きな差があるわけだ。いまして、だんだん調べて参りますと、ある会社では、末端の機関における交際費まで交際費という勘定で整理している、一方の会社では、工場等における交際費は、全部コスト計算の中に入れてしまつていて、本社の方のいわば総がかり的な交際費だけが交際費の勘定に載つておる、こういうような事実が幾つかわたりまゝ、それだけに、どうも交際費の問題については、もつとよく調べてみないと数字が固まらないのじやないか、こういうような結論が出ておるわけだ、それだけに今としまして、ちよつと何とも申し上げかねるというところでお許し願ひたいと思ひます。

○平岡委員 大体千二百億円説もあるのです。しかし八百億円という数字がありまゝしたので、あなたの方の係の方に一応聞きまして、大体その程度のことは推定される、かような一応お答えを得ておるのであります。このようにな、八百億というやうな驚例すべき交際費がいゝゆる社用長夜の宴のためには浪費されておる。これはもう事実です。そこでそれを追究しなければならぬ。しかるにそのやうな問題を追究の手をゆるめまして、そうして、今回の法人の交際費に対しての法的規制というものを出し惜しみしておるというやうな点が納得いかぬのです。ほかのいゝろいな、砂糖消費税をかけた行くと、あるいは源泉利子所得課税の五〇％を四〇％に引下げるとか、それから

今の有価証券の譲渡所得税をやめまして、これを流通税的な性格にして、いゝゆる累進課税の対象であつたものを緩和する。そこには一連の大資本、お金持ちに利するところの政策が貫かれておる。今回の税制改革案の一連の法律案のうちには、そうしたことが看取される、私はさうに考えざるを得ないのであります。

また本論に返りますけれども、私がかかりにこの交際費八百億円というものを前提にして計算しますと、四二％の税をかけたまゝと三百三十六億円、非常に大きな数字であります。従ひまして、今度の税法によつて大法人が九百億円を納めることが予定されておりますが、実はこの三百三十億をプラススし、なおかつ先ほどの七十六億円をプラスしますと、大体千三百億を徴税するべき大法人が、結局九百億円きりその税金を払わないのですから、逆算して行けば二九％の法人税を払つて、そしてこゝしたものの恩恵のない中小法人は依然として四二％、これは文字通り、名実ともに四二％であります。

すから、私はさうした点から行きまして、中小法人はやはり区別して、大法人より今の税率を下げてしまふべきものだ、さうに考えておられます。少くともこの大法人における交際費と、さういふものが野放しにほろだいにされておる限りにおいては、さういふ理論が成り立つと思ひます。実際に今の数字的な点から二九％対四二％の差一三％、話半分に見ても五％や六％違ふのは当然であります。さうしますと、こゝしたいゝゆる税方面における中小法人に対する不当な重課、他方では、今の株主金融的な、まがい銀行機

関を発生せしめるような今の政府の中小企業に対する金融政策の貧困と両々相まつて、私は中小法人が大体経営不振に陥つておるのだと思ふ。今まで中小法人の経営不振は、その中小法人の持つ非合理性、経営の拙劣さについてだけ原因があるやうに説明されて来ましたが、ですが、こゝした点をとらえてみましても、両方の面から、中小法人はともえらいハンディキャップを負わされておる。普通なら、大人と子供が競争するならば、少くとも子供を前の方にやつておくのがハンディキャップです。ところが、少くとも日本の法人税とか、所得税もさうであります。が、むしろハンディキャップが逆についておつて、幼稚園の生徒が五十メートル走から出発して、大人が五十メートル先を走る。さうして百メートルをゴール・インするやうなハンディキャップがついておる。だから、中小法人に今の合理性がないというやうな説は、私は成り立たぬと思ふ。當々努力しておる中小法人、その人たちに、少くともそのスタートにおいて同一の条件において出発させるということが必要である。私もさうした点から見ますと、特に中小法人に恩恵を与えてくれというのでなしに、中小法人は権利として税率を引下げてもらう根拠があるのです。むしろ、これは恩恵をお願ひしているのではなしに、権利であると思ひます。こゝいふ点におきまして、近い将来税体系をつくる場合において、その点に最大の注意を払つていただきたい、かように思ふのであります。

○渡辺政府委員 中小法人を大法人以上に税金をとるといふやうなことはけ

しからぬ、さういふやうなことがあつたら、それは私も、不当だといふのは当然だと思ひます。ただ、今の平岡委員のお話、よくわからないのであります。と申しますのは、交際費の八百億とおつしやいます、これは確かに、現在のいゝゆる社用長夜の宴の意味の相当な経費が全然ないとは言へないと思ひますが、しかしもし私の方の係の者が八百億という数字を申し上げたとすれば、実は私自身も係のつくつた数字は一応見ておられますが、これは先ほど言ひましたやうに、非常に検討を要する数字だといふ判決を下してゐるわけでありまゝ。そこでその中には、たとえば会議費のやうなものだとか、さういふやうなものまで全部入つてゐるわけでありまゝ。同時に、これはあえて大法人だけのごいひませんで、中小法人にも当然ある例でござい

ますが、仕事をし行く上において、たとえば盆暮れのいろ／＼な贈答ですが、これも過大な贈答になると問題がありまゝ、ある程度の贈答が行われるのは現在の事情でございまして、八百億という数字全部がいらぬ金だといふやうになる結論はちよつとおかしいのではないかと。この八百億の中には、中小法人の交際費も入つておられます。それと同時に、会社全体の交際費として、常識的である程度許される交際費もあるはずですから、これが全部いらない、むだな経費だといふやうな判決をお下しになるのは、私としてはちよつといただかぬ

それからもう一つ、そのほかに配当の分として三百何十億ですか、さういふ数字をお出しになりまして、この両方を合せて千何百億という数字があ

しからぬ、さういふやうなことがあつたら、それは私も、不当だといふのは当然だと思ひます。ただ、今の平岡委員のお話、よくわからないのであります。と申しますのは、交際費の八百億とおつしやいます、これは確かに、現在のいゝゆる社用長夜の宴の意味の相当な経費が全然ないとは言へないと思ひますが、しかしもし私の方の係の者が八百億という数字を申し上げたとすれば、実は私自身も係のつくつた数字は一応見ておられますが、これは先ほど言ひましたやうに、非常に検討を要する数字だといふ判決を下してゐるわけでありまゝ。そこでその中には、たとえば会議費のやうなものだとか、さういふやうなものまで全部入つてゐるわけでありまゝ。同時に、これはあえて大法人だけのごいひませんで、中小法人にも当然ある例でござい

る、従つてその四割二分云々とおつしやいました、現在御承知の通りに、配当は税金を課した残りをやつてゐるわけでございます、これをお加えになつて、もう一ペンをそこに四二%の税率を適用することによつて、差引二九%の負担しか負つていないのだという結論をお出しなさることは、すでに法人税を課税してあるものに、もう一度法人税を課税しろという御意見のようによへまして、二重課税というふうによへまして、私としてはちよつと納得できない。そういう意味におきまして、今の御意見は少しくわかりませんが、しかしわれわれとしましては結論的に、中小法人は法人に比べて大きな負担を要してはいかぬ、これは当然のことでございます、将来の問題におきまして、その点については十分検討してみたいと思つております。

○平岡委員 今の配当金が非常に多いということは客観的事実なんです。七、百億圓、それに上まわるような交際費というものは異常なんです。中小法人がその率をやつたらつづれる、だからそういうことはやつてこない、だからその今の税率を計算する上の多少のそういう点はあるにしても、むだに使われる莫大な交際費があるとお認めにならざるを得ないと思う。私はそれをしなさい。その交際費の必要な一つのものがあつたというあなたの御説には賛成いたしません。しかしそれを拡張的に解釈して、すべて今の不法な支出をカバーする理由にはならぬと思う。いんやこうした大法人が対象になつて、そうして特別措置法のような恩恵的な減税措置が講ぜられておる。それは著しい

ためだ、日本経済建直しのための今の貿易振興、かような大きな観点からこの恩恵的な措置がなされておる、そういう点を考慮するならば、今の大法人がむだな金は一文も使えないはずだ、こういう点の道義的な問題でありまゝ。私は、そういう点を、少くとも主税局長がこれを是認的な方向において考へるということは、きわめて遺憾でございます。こういう点に對しまして、もう一度主税局長のお考えを承りたいと思ふ。

○渡辺政府委員 私は大法人がむだ使を全然してないと思つておりません。同時に、それは少くとも道義的な考へでは非常に遺憾なことだと思つております。ただ八百億圓の交際費という数字自体につきましては、先ほど申ししたことを繰返すことになりまゝ、これは中小法人の交際費もこの数字に入つてゐるということ、それから同時に、この中には当然に認めるべき交際費が入つてゐる。同時に中小法人の例を見ましても、私は中小法人においてむだ使はないと思つてゐます。が、交際費の額は、中小法人においてこそ、所得とか何とかと見比べますと割合に多いようでございます。従いまして、前回われわれが考へておりましたときも、同じ率を使うのは無理で、むしろ中小法人には、もし認容すべき率をつくることすれば、その率は甘くしなければならぬのじやないかと実は考へたわけでございます、決して中小法人がむだをやつてゐると思ひませぬ、しかし交際費という名前を出てゐる金は、割合に所得の額とか資本の額に比べれば大きい、また大きいのもやむを得ない結果じやないか、かように考へております。ただ要するに結論的に言ひまして、先ほどのお話のよう

に、大法人に相当むだがありやせぬか、同時に、それは片方で資本蓄積とかいふような面において、少くともわれわれの関する限りにおきましても、税法上の相当恩恵的なものを得ておりながら、そういうことをしているのは非常に遺憾であり、大いに自棄を希望したいところであるというところは、私も全然同意見でございます。従いまして、そのためにこそ、実は前回は、税法の上においてもある程度の措置を講じてもいいのじやないか、また講ずべきじやないかと考へた次第でございますが、本委員会でもいろいろ御批判がありまして、それから一番大きな理由としましては、実行の面におきましてまだわれわれも少し研究してみたい点が多々あるものでございますから、今回の案には提案しなかつたわけでございます。なお租税措置として大法人のための恩恵、これは結論的に、大法人に恩恵が多く行くことはあると思ひますが、ねらいとしましては、どこまでも資本蓄積なり輸出の振興というところにあるわけでありまして、決して中小法人を無視した云々という気持はないわけでございます。なお大法人、中小法人等の負担の権衡問題につきましましては、やはり残された大きな問題として、今後検討を續けて行くべきものだと思つております。

○平岡委員 結論的には、主税局長は、企業組合とか、そういうふうな中小法人に對しては非常に熱心に追究いたしますが、どうも大きい方は見のがしちがふ。だからそういう点で、われわれに何か割切れないものを抱か

せるようなことは避けてほしい。出すなら同時に出していただきたい。そういうふうな中小企業関係を、そうでなくとも弱いものを被告の席に乗つけるような、少くとも今の法文の第三条の二、四十六条の三、六十七條の三、この二つは、やはりこの際均衡を保つ上から撤回してほしいと思ふのです。それは主税局長に對する罰金です。その点につきまして虚心に撤回してほしいと思ふのです。

○渡辺政府委員 三条の二、四十六條の三、それから六十七條の第三項ですが、それらの条項につきましては、さらに御質問があればお答えしますが、私といたしましては、それらの相當の理由があり、ぜひとも必要な規定であると思へまして御提案申し上げた次第でございますので、その御決定は国会にお願ひするほかありませんが、政府といたしましてこれを撤回するといふ氣持はございません。なお初めに御話ございました大法人にだけ有利な措置をとつて、中小法人を非常に不利にしているじやないか、われわれはそういう趣旨の法案をつくつてゐることは毛頭思つておりませんが、もしそういう御批判があると思へば、さらにわれわれとしても十分反省をして、検討はしてみたいと思ひます。

現在租税特別措置法に規定してあります規定は、それ／＼緊急性のある必要のものにできてゐるものだと思つておられます、従つて結果においてはどういふことになるかといふことは別として、まわりまわればやはり日本経済全体がそれによつて利益するといふところに、直接の利益がよし大法人に行きましても、下請会社がそれによ

つてやはり恩恵を受けるという面もございまして、結局、それによつて日本経済全体の発展なり、あるいは再建が期せられるところにあるにねらいがあるものだといふふうにお思つておりますので、特に中小法人は無視して、大法人だけにフエグアーを与えるのだといふふうにはわれわれは考へておりません。

○平岡委員 日本経済のために、すべてのもののジャスティファイケーションをそこに求めて行く、そのマンネリズムをひとつ打破してほしい。そうではないと、たとへばわれわれの損税能力というものを基準にして、それによつて税をとつて、その税金の集積がこれだけあるから、財政支出でこれだけ使ふといふのでなしに、今は、憲法の禁止するところの武力保持にもかかわらず、その税金の集積をそういう非生産的経費に使つて行く。そういう政府の意圖と今の租税体系をつくつて行く立場は、やはりこれは密接不可離な關係を持つてゐる。その意味で、主税局長だけを責めてもこれは何にもならぬと思ふ。ですけれども、主税局長がやはり衆生済度の不転転の決意を示すならば、むしろ、日本の財政規模に合うようないろ／＼な方策を考へて行く必要がある。いつも与えられたものを權威として、それにすべてを当てはめようとするだけには汲々として、ひとつ局長ともあれば、そういう点に對して、むしろ政府自身の施政を批判するぐらいの強い立場をとつてほしい。あなたの方に大衆は期待してゐる。百年河清を待つように、しびれを切らすようなことは、もうこの辺で打切つてほしい。われわれは、今回の政府の

税制改革案を見ましても、主税局長とか、担当の官僚諸君がそうした点に思いをいたしまして、マンネリズムから脱却することをぜひとも要望してやまないものであります。言葉がはなはだエチケツトを欠いた点もあらうと思ひますが、私の言わんとする趣旨を了とせられて、今後の税制改革の上にも、少しでも多くわれわれの主張が取り入れられるように御協力願ひたいと思ひます。これをもちまして私の質疑を終ります。

○渡辺政府委員 いろいろおしかりやら御難題をいただきまして、恐縮でございますが、われわれ税務当局といたしましては、やはり税制の一番基本的なところは負担の公平であり、負担能力のあるところに負担をしていただくという姿の税制でなければならぬというところは、ぜひ考えて行くべきであり、強く持続して行くべき問題だと思つております。ただ当面してあります問題といたしましては、片方に産業政策策的な、あるいは貿易政策的ないろいろな要請がございますので、その面と今税制の持つております負担の公平性というものとをいかに調和して行くかというところに、実はわれわれの、あるいは政府としての大きな苦心があるわけでございます。結局税の本来的あり方というものは、どこまでも持つて行くべきでないか、ただ、しかしそれを理論一本で、他の要請は全然頭に置かないという税のあり方というものは、やはり現実の姿としては、ちよつとありにくい税制じやないだらうか、こういうふうな考えております。といつて今度はまた逆に、そちらの方だけに重点を置いて、負担の公平という税

の本来持つてゐる性格を失つてしまふならば、これはもう税というものが国民怨望の的になる以外にないのでありますから、その意味におきまして、われわれもそうした心がけにおきまして、大筋をどこまでもしつかり握つて行きたいというふうな気持は十分持つております。ただ主税局長遺憾ながら微力でありまして、なか／＼思うように行かぬ点があるのでございますが、その辺は、今後の御難題と御支援をぜひお願いしたいと思ひます。

○内閣委員長代理 一時半まで休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後三時八分開議

○千葉委員長 これより会議を開きます。

本日の日程に掲げました二十法案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。浅香君。

○浅香委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております二十法案中、国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案、証券投資信託法の一部を改正する法律案及び閉鎖機関令の一部を改正する法律案の五法案につきましては、大体質疑も尽されたと思ひますので、この際右五案につきましては、質疑を打ち切られんことを望みます。

○千葉委員長 ただいまの浅香君の動議のごとく決定するに御異議ござい

ませんか。

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、ただいまの五法案につきましては、以上をもつて質疑を打ち切り、これより順次討論採決に入ります。

まず国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案、証券投資信託法の一部を改正する法律案の四法案を一括議題といたし討論に入ります。

○浅香委員 ただいま議題となつております四法案につきましては、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○千葉委員長 ただいまの浅香君の動議のごとく決定するに御異議ございせんか。

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、右四法案につきましては、討論を省略して、これよりただちに採決に入ります。

まず日本専売公社法の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案、証券投資信託法の一部を改正する法律案の三案につき、採決いたします。右三案をいずれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

○千葉委員長 起立議員。よつて右三案はいずれも原案の通り可決いたしました。

次に、国際復興開発銀行からの外資

の受入について日本開発銀行又は日本輸出銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案につ

いて、採決いたします。本案を原案の通り可決するに御賛成の諸君の起立をお願いいたします。

○千葉委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○千葉委員長 次に、閉鎖機関令の一部を改正する法律案を議題といたしまして、これより討論採決に入りたいと存じますが、本案に関しましては、苦米地委員より修正案が提出されておりますので、まず趣旨弁明を求めます。

○苦米地委員 閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対する修正案

閉鎖機関令の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十九条の五第四項を次のように改める。

前条第二項の株主総会の決議は、当該総会に出席した株主の議決権の三分の二以上で、且つ、発行済株式の総数の十分の一以上に當る株式を有する株主の議決権をもつてしなればならない。

第十九条の二十の次に次のように加える。

第二十条の前に次の二条を加える。

第十九条の二十六 閉鎖機関又は閉鎖機関に対して債務を有する者で命令で定めるものは、金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)第三十七條の九の規定

にかかわらず、命令の定めるところにより、同法第三十七條の二の規定により金融機関から調整勘定の利益金の分配を受ける権利(以下調整勘定受益権という。)を譲渡することができる。

第十九条の二十七 閉鎖機関が、調整勘定受益権及び大蔵大臣の指定する債権並びに信託報酬に充てるべきその他の資産以外の資産を有しない場合において、命令の定めるところにより、その有する調整勘定受益権及び当該大蔵大臣の指定する債権のすべてを信託したときは、当該機関は、その債権者に対する債務及び残余財産を分配すべき義務を免れるものとする。

○苦米地委員 ただいま議題となりました閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その提出の趣旨を弁明いたします。

修正案の案文につきましては、この際朗読を省略させていただきます。ただちに修正理由の御説明に入ることといたします。

まず修正の第一点は、第十九条の二十六及び第十九条の二十七の二箇条の規定の追加を行いたいと思ひのであります。すなわち第一に、閉鎖機関とはとんとすべて金融機関の調整勘定受益権を持つてゐるものであります。また閉鎖機関の債務者のうちにも、この受益権を持つてゐるものがありますが、この受益権につきましては、投機的売買による弊害を除く趣旨から、金融機関再建整備法の規定によつて、その譲渡が禁止されておりますがために、当該閉鎖機関の清算の結了が困難となつてゐるのであります。従ひまして、こ

次に、修正の第二点は、第十九条の五第四項の修正をいたしたことであります。閉鎖機関が新会社を設立する場合におきまして、その計画案についての株主総会の議決は、政府原案におきましては、発行済み株式の総数の二分の一以上の株式を有する株主の賛成を要求しているのでありますが、外地にあつた閉鎖機関の株式の中には、外国人がある場合もあり、ことに引揚げ等の事情によつて居所不明の者もあり、このような要件を満たすことは著しく困難であると認められますので、この要件を緩和いたしましたして、出席した株主の議決権の三分の二以上で、かつ総株主の議決権の十分の一以上の賛成をもつて足りることに改めたのであります。

以上が修正の趣旨でありますが、何とぞ満場の御賛成あらんことを希望いたします。

弁済及び残余財産の処分、新会社の設置、指定解除というようなことを眼目としたしておりまして、もしこの法案が通りますれば、それによつて新会社を設立し、日本の再建のために十分貢獻し得る人材も資産もあります上に、またこれらの機関の関係者で失業している者もありますので、これらの救済にもなることと思うので、ぜひこの法案を一時も早く通過させたいと念願している者であります。この政府提出の法案では、この眼目を達成する上にまだ支障となる点がありますので、今回の修正を加えた次第でございます。

○浅香委員　私は、本案に対してまして賛成の意を表しますとともに、本案に附帯決議を付して議決されることを提議いたしますのであります。

○洗審委員　まず附帯決議の案文を朗読いたします。

附帯決議案

本委員会は、事実上閉鎖機関を終止せしめるよう、ことに閉鎖機関の株主が会社設立案を具して申請したときで、当該閉鎖機関の実情に照らしその必要があると認められるものについては、政府においてただちに特殊清算人をその機関の旧関係者より選任し、新会社の設立を促進せしめる措置をとられるよう決議する。

以上であります。

○千葉委員長 起立総員。よつて本附帯決議は決定いたしました。

案を今日まで審議いたして参つたのであります。その審議完了法案すでに四十数件、いまなお十数件残つておるわけでありますが、審議始まつて以來、今日までのその過程をおもむろに考えてみますのに、大蔵当局の全般の所管事項に対して、いろいろ慎重審議をいたして参つたのであります。が、どうもここ数年、なかなか占領解除になつた後の独立国家の議会の運営といたしまして、非常に私たちはあきたらない感じを抱えており、現にこれは他の委員会にもありますが、立法院がともすれば行政府に干渉するような傾

向が見える。そうかと思うと、同じ行政府でありまして、各省が一つの事柄で相争うて、争奪せんとするような傾向が見える、実にこれは困つたものだと思う。これはひとり大蔵委員会のみならず、通産委員会、厚生委員会、あるいはその他の委員会にも早くからその傾向が見えましてので、それをい

熱心のあまりに、ともすれば逸脱する傾向があり、また昨日の懇談会でもあつたごとくに、大蔵省と地方財政委員会のあいひつた問題もありますので、そこで私は、今後のために、せつかくの独立後の第一回の国会でございまして、この会期も余すところ十日あるいは一週間ぐらいで落むのでございますから、来議会までの間に幸いに二箇月余りありますので、この機会に、当大蔵委員会の委員諸君は、他の委員会の委員のごとくに、欧米各国に、一応この大蔵委員会のあり方、あるいは各行政府と立法府の關係、ことにこの

大蔵委員会には関税、租税、あるいは金融だとか閉鎖機關というよりなやつかいきわまる問題があるので、西ドイツだとか、イタリヤ、こういう方面をしかと見聞して来てもらいたい、こう思ふのですが、これに対して、大蔵大臣にかわつて御答弁に來られました愛知政務次官は、どうお考えになり

をすか、これを一応伺いたいと思います。

○愛知府委員 ただいまお話がございましたこと、私どもも、実は先般来行政権の問題で、国会、特に当委員会に非常に御迷惑をかけております点は、まことに申し訳ないと思っております。であります、さらにそのほかにも予算の提出権が内閣にある、議員の方からは、法律案の提案権がある、その兩者の關係がまことに複雑でございます。いろいろの問題が今日の前にございますことは、私から申し上げるまでもないことでございます。そういう点にもかんがみまして、ただいま御提案のようなことが国会の御発意で、国会の御意思によつて決定せられるということであれば、われ／＼行政府の者といいたしませんが、まことにけつこうなことだと存じます。まだ十分大蔵大臣とも打合せはおりませんが、とりあえずの私どもの考え方を御返事申し上げます次第であります。

○平岡委員 ただいまの政府の御答弁は、満足すべきものがございます。この御答弁に關連しまして、私はここに勸議を提出したいのでござい

す。本委員長は、本委員会の名におきまして、衆議院議長に対して、本問題実現のために、すみやかに諸準備を進めらるるよう要請されたし。追つて、日稿、人員等につきましては、委員長並びに理事に一任すること。右勸議を提出いたします。

○千葉委員長 ただいまの平岡君の勸議のごとく決定するに賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。ただいまの勸議のごとく決定いたしました。

本日はこの程度で散会いたします。
午後三時三十二分散会

〔参照〕

国際復興開發銀行からの外資の受入について日本開發銀行又は日本輸出銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
日本専売公社法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
証券投資信託法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
閉鎖機關令の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月三十日印刷

昭和二十八年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局